

あきる野環境フェスティバル2025 出展者募集要領（行政等関係）

あきる野環境フェスティバルは、出展（店）者等が行う環境に関する取組や活動を通じて、来場者が環境について考える契機となるとともに、環境の保全について関心と理解を深めることを目的として開催します。

つきましては、環境に関する各種取組を進める各種団体の皆様に、その内容等を広く紹介していただきたく、「あきる野環境フェスティバル2025」の出展についてご案内いたします。

記

1 開催概要

名 称 「あきる野市市制施行30周年記念 あきる野環境フェスティバル2025」

日 程 2025年5月10日（土） 午前10時から午後3時まで

※ 雨天決行（荒天中止）

会 場 都立秋留台公園

主 催 あきる野環境フェスティバル運営委員会（以下「運営委員会」という。）
あきる野市

2 出展ブース仕様（1区画当り）

（1） テント（1張り）：3.6m（間口）×2.7m（奥行）（2間×1.5間）.

（2） 付属備品類 机（1脚）：180cm（長さ）×60cm（幅）

椅子（2脚）：パイプ椅子

※ 付属備品類の追加は可能ですが、ご希望に添えない場合もございます。

※ 付属備品類が不要の場合は申し込み時にお伝えください。

3 出展ブースの区画数 1出展者2区画まで

※ 申込多数の場合は、調整させていただきます。

4 電源

運営委員会では、電源を用意しないので、必要な場合は各自用意してください。

5 出展者の注意事項

（1） 出展する者は、環境フェスティバルの目的を十分理解し、環境保全をテーマに、活動や取組を来場者に分かりやすくPRするように考慮してください。

（2） 出展する者は、必ず担当者が割当場所に常駐し、展示品等の保護及び管理にあたってください。

（3） 出展する者は、終了後、清掃をしてください。また、出展に伴い発生したごみについては、各自持ち帰ってください。

（4） 出展する者は、決められた区画内で出展してください。

（5） 出展する者は、環境フェスティバル終了時刻まで出展してください。販売物品が完売した場合、テント内等の片付けは可能です。

（6） 一般客の駐車場を確保するため、決められた場所に駐車してください。

6 展示品等の保護

運営委員会では、展示品等に対しては、警備員を配置し、でき得る限り保護に努めますが、盗難、火災及び損傷等についての損害は弁償しないので、各出展者は次の事項を厳守してください。

- (1) 前日搬入する方は、高価な物品等は持ち帰ってください。
- (2) テントは完全防水ではないので、ビニール、雨具等で保護してください。
- (3) その他展示品等の保護のための措置を行ってください。

7 搬入・搬出

搬入・搬出	月 日	時 間
搬 入	5月 9日（金）	午後3時から午後5時まで
	5月10日（土）	午前7時30分から午前9時30分まで
搬 出	5月10日（土）	午後3時15分から午後5時まで

※ 開催時間中は、車両での搬入・搬出はできません。

- (1) 車両で搬入する場合は、来場者の安全確保のため、午前7時30分から午前8時30分まで、搬出は午後3時15分から午後5時までにお願いします。午前8時30分以降は車での搬入は出来ませんのでご了承ください。

※ フリーマーケットの出店者には車での搬入・搬出を認めていないため、時間厳守でお願いします。

- (2) 「通行許可証」（後日送付予定）を車両のフロントガラスに提示してください。
- (3) 駐車場の都合上、関係者・出展者駐車場に駐車できる車両は各出展者1台までです。

8 申込方法

別紙（指定様式）の出展申込書に必要事項を記入し、運営委員会事務局へ提出してください。

申込締切 令和7年2月20日（木）必着（郵送・FAX・メール可）

9 その他

- (1) 出展申込が多数の場合には、区画数の減などの調整を行います。
- (2) 当日、午前9時45分から行う開会式に極力ご参加ください。
- (3) 展示品等の輸送、撤去及びその他の出展者の行為等に属する費用は、全て出展者で負担してください。
- (4) 展示品等の輸送、撤去及びその他の出展者の行為等により生じた事故については、当該出展者の責任とします。
- (5) 著しい荒天のほか特別な事情があるときは、催事を中止する場合があります。

10 問合せ先

あきる野環境フェスティバル運営委員会事務局
（あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係内）
TEL 042-595-1110（直通）
FAX 042-595-1141
メール 040601@akiruno-info.tokyo.jp